

第2回「競争的資金の使用ルール等の統一化」に関するタスクフォース会合議事要旨（案）

平成22年4月28日

調査・分析グループ

日 時：平成22年4月27日（火）18：00～19：00

場 所：中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

出席者：【メンバー】本庶議員（主査）、白石議員（副主査）、高橋委員（科学技術振興機構総務部主監）、松本委員（東京大学理事・副学長）、大隅委員（東北大学大学院医学系研究科教授）

【有識者議員】相澤議員（総合科学技術会議）、青木議員（総合科学技術会議）

【事務局】藤田統括官、岩瀬審議官、梶田審議官、大石審議官、栗原参事官、重富企画官

【オブザーバー】内閣府(食品安全委員会事務局)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1. 開会

本庶議員（主査）により議事進行が行われた。

2. 議事

(1) 科学・技術重要施策アクション・プランの策定について

資料構成について、事務局より説明が行われた。

第1回「競争的資金の使用ルール統一化」に関するタスクフォース会合議事要旨（案）についての確認が行われ承認された。

また、資料2-1、及び資料2-2について、事務局より説明が行われた。

「競争的資金の使用ルール等の統一化」に関するアクション・プラン（案）に関する主な意見は以下のとおり。

【本庶主査】 この度のアクション・プランに挙げられている3つの施策の内、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションについては予算措置を伴うため、非常に早い時期に大枠を示す必要がある。「競争的資金の使用ルール等の統一化」に関するアクション・プランについては、ルールの変更等が主であるため、予算措置を伴うことがないことから、本日の時点で合意されている部分の、すぐにでも動き始めるところ、今年度中に更につめるところ、場合によっては来年度になるところ、というように分けていき、最終的にアクション・プランを取りまとめる事が可能である。その事を念頭において事務局から提案されたものをご検討いただきたい。

【松本委員】 当初委託費を含めて競争的資金全般を議論していたが、委託費をはずしたことは今後どのような議論になるのか。

【事務局】 資料2-1へ委託費の性質について記載させていただいた。委託費についても取扱いとしては競争的資金とされているものがあり、競争的資金約5,000億の内、約10%が委託費によるものである。今回の案では委託費をはずすとまでは記載しておらず、どのように取扱うべきか、議論を要すると考えている。

一方で、報告書の提出期限の取扱い等は成果物の確認のため、年度内に報告書の提出を要する事が法律で決められていることから、5月末に統一することは非常に困難である。

また、物品の購入では所有権は国が保有する事が決められている。

こういった違いについて記載させていただいたので、ご議論いただきたい。

【松本委員】 あえて委託費を入れろという意見ではなく、コンタミネーションを防いで、競争的資金として研究者が研究しやすい環境をこの制度によって作り込んでいき、運用する。一方で委託費というものの定義を確認し、違うものだということが判れば議論として良い方向に進められると思う。委託費も競争的資金だからとむやみに一本化を行うと、むしろそれが足を引っ張る可能性もありうるため、この施策から外す検討もありうる事を確認した意見である。

【本庶主査】 委託費には具体的にどのようなものがあるのか。

【オガサハ-】 本日の資料5の予算区分に記載される内、委託費となっているものが該当(文部科学省)している。

【本庶主査】 該当する事業は委託費で行われることが適切なのか、例えば科学技術振興調整費のように委託費から補助金となったような変更は出来ないのか。

【オガサハ-】 昨年の事業仕分けにおいて競争的資金全体の大括り化といった宿題も受け(文部科学省)しているところであるが、委託費でなければだめなのかとの点について、省内で検討を行い、概算要求までに適切な形で予算要求が行えるよう進めていきたいと思っている。

【本庶主査】 委託費の法律を変えるよりも、そのような検討を行っていただいた方が、迅速で確実な効果が期待できると認識していただいているようである。今回は委託費の法律まで踏み込むのではなく、このような仕分けで進めていくことでよろしいか。

【事務局】 コントラクトとして、発注者側として国が守ってもらわなければならない(梶田審議官) 要求事項はあるが、一方で費目や繰越のようにグラントにせよコントラクトにせよ、同じように柔軟化出来る点もあるのだから、委託であるが故に出来ない点はここなんだというところをはっきりしていただいて、それ以外は各省庁で様式や運用を揃えることを同じスケジュールで行うべきである。

【本庶主査】 各省庁において、それぞれのもつ委託費がそもそも委託費である必要性について見直しを行う。また、委託費でなければならないとしたら、その中で柔軟性、統一性、フレキシビリティが図れるかの検討を行っていただきたい。

【高橋委員】 補助金は国のお金で、国家の会計基準に従う必要があるが、運営費交付金は独立行政法人会計基準という異なる基準で運用されているが、その上で統一化していく考えでよろしいか。

【本庶主査】 このアクション・プランで今提案されていることは、ほとんどが法律の改正を伴わないことをする。どうしても法律の改正を乗り越えなければならない課題は、今後ロードマップ化して検討していくこととして考えていくことでよろしいか。

それでは、資料2-1、1~2ページの総論的な部分について、文言なども含め、よろしいか。

それでは、以降の具体的な項目についてご議論いただきたいと思います。まず、費目構成の統一化についてご意見があればお願いします。

費目構成の統一化は、競争的資金の効果的活用に向けた勉強会において検討された案があるため、資料へ示させていただいた。

【オガサバー】 この案で政府全体が進むことで、内閣府から財務省、会計検査院をクリア（厚生労働省）していただくということであれば、厚生労働省として異議を言うものではないが、実際にこの案を使用するにあたっては、細かい疑問点や意思統一する上での調整といった作業を要する点がある。

【事務局】 費目の統一化に限らず、報告書の提出期限など、この会合の場で決めるだけではなく、各省庁と財務省との協議が必要となってくる。これにあたり、内閣府として全体のとりまとめを行った時点で財務省、会計検査院へ話しをしていく必要はあると考えている。

【本庶主査】 進め方としては、今後パブリックコメントなども行い、最終的には総合科学技術会議決定を行い、内閣としての統一見解とさせていただく予定でいる。

【オガサバー】 政府全体としてこの案で行くことの問題ではなく、例えば再委託費の項目（厚生労働省）がありながら外注費の項目も設けられており、その違いは何かといった質問に対する回答を行う際の統一的な見解を考えていく必要があるとの意見である。

【松本委員】 競争的資金の効果的活用に向けた勉強会での、より詳しい議論がされており、この資料の情報だけでは表しきれないものが背後にあるものと思われるが、そういう情報を参考資料として今後つけていただくことは出来るのか。

【事務局】 競争的資金の効果的活用に向けた勉強会では資料に示した大項目、中項目の他に詳細な定義付けが検討されていたが、最終的な決定には至っていないこともあり、アクション・プランとしての方向性を示す意味として本資料を

提案させていただいた。具体的な詳細は更に調整し、詰めていく必要があるものと考えている。

【本庶主査】 競争的資金の効果的活用に向けた勉強会での小項目までの詳細な議論については私も拝聴していたところであるが、その内容について今年度中に詰めることは出来ないか。

【事務局】 そもそも本日のこの審議、また来月頃にもう一度審議を行うことになるので（岩瀬審議官）しょうが、既に細かく決まっているものは結構だが、この会合で細かいところまで詰めるのではなく、工程表を関係者の総意として決定することが最も重要なことではないか。

【大隅委員】 今後検討するうえで是非念頭においていただきたい意見として、今後増えていこう外国からの研究者にも対応するため、出来るだけ早い段階から英文化することを考えて作り始めるのがよいと思う。費目構成の統一化案の意見での、大項目、中項目はよいが、小項目はどうするかという議論が起きたとき、外国人が見てもイメージしやすいものとなるように考えて検討していただきたい。また、各省の色々な事情、背景があるとは思いますが、そのような事情のわからない外国からの研究者に日本で活躍していただくには、ルールアウトが少なく、現場で調整を要するような事のないルールが作られていて、それがweb上にあり、Q&Aがあるような対応が必要であると思う。この会合での議論においても、そのような気持ちで統一して議論出来れば望ましい。

【本庶主査】 大隅委員のご指摘のとおりであり、今後英訳することも考えていく必要がある。そのためにも小項目まで統一された議論が必要である。現時点ではまだ合意には至っていないが、今年度中に合意に至るよう進めていくこととしてアクション・プランを決めたいと思うがいかがか。

【事務局】 本アクション・プラン案へは小項目に関する記載は何もないため、小項目については今後引き続いて検討を行っていく旨を記載していきたいと思う。

【本庶主査】 年度内の合意を目指す旨も明記していただきたい。この他、費目構成の統一化について何かご意見はありますか。

それでは次の課題、繰越手続きの簡略化・弾力化について、ご意見がありましたらお願いします。

繰越手続きに関する書類が提出される先は財務省なのだから、様式も含めたルールが統一されれば受け取る財務省も楽なのではないかと思う。

【高橋委員】 運営費交付金については、提出先が財務省ではない。運営費交付金の方が補助金よりもずっと簡便な方法で繰越が可能であるため、そこに補助金があわせられるかは非常に難しいのではないか。

【事務局】 簡略化については、今年、日本学術振興会において繰越申請様式を3枚か

ら1枚に簡略化をおこなった例があることもあり、本アクション・プラン案では補助金を中心として統一化することを念頭に置いている。

【本庶主査】 運営費交付金は繰越手続きが非常に簡便であるため、本アクション・プラン案においては補助金が対象であることを明記した方がよいのではないかと。

【大隅委員】 運営費交付金の手続きが簡便であっても、定義に曖昧さが残り、実際の手続きの際に現場での調整を要するような状態は無くすべきである。もし現場で判断してよいのであればそのように明記する必要がある。誰が誰とネゴシエーションして結論を出すのかが研究者にとって明確でなければ、外国人研究者にとっては尚更判りづらいものになってしまう。

運営費交付金、補助金が、まずどのようなものがあるかの定義をはっきりさせ、ルールの種類を分けた上でアクション・プランへ記載することが望ましいのではないかと。

【事務局】 資料2-1、4頁の記載は補助金と運営費交付金を分けて記載している。上段が補助金、下段が運営費交付金の記載となっている。

補助金はどのような手続きにより所管大臣の承認を要するのか、といった内容が記載されている。

運営費交付金は、資料中「他方、～」から以下の記載で手続きや承認について記載しており、定義させていただいている。

【高橋委員】 補足として、独立行政法人には中期計画があり、その中期計画の期間内であれば繰越手続きは機関のみの承認で簡便に行えるが、中期計画をまたぐ繰越については全く異なることが資料2-1、4頁の下段に記載されている。

【大隅委員】 繰り越せないのであれば繰り越せないと明記されていればよいが、「やむを得ない場合」といった例外が記載されていることが、不透明さの問題点であるのではないかと。

【高橋委員】 しかしながら、中期計画をまたぐ繰越の要請も強くあり、それを何とか対応しようという考えもある。

【本庶主査】 文章の整理は行い、中期計画をまたぐ繰越については、改善の方向性の中で今後の検討課題

【事務局】 運営費交付金、補助金とあるが、これは国が取扱う段階での区分であり、(梶田審議官) 独立行政法人が運営費交付金で受けた後、委託費で出すか、補助金で出すかといったことがある。独立行政法人が補助金で出すのであれば国の補助金と様式を合わせるといった点を考慮する。あるいは、繰越については中期計画をまたぐ時の処理が国の補助金とは異なることから、正確に書き分けて現状を分析した上で、今後の手続きをどうするか考える必要があるのではないかと。委託費についても同様に国からの委託費と独立行政法人からの委託費は異なる点があるのではないかと。

【本庶主査】 ご指摘のとおりである。様式の統一や簡素化は補助金を念頭に置いていること、また、運営費交付金は中期計画をまたぐ繰越の手続きを改善するといったようなことを明確に区分して記載する。

【事務局】 独立行政法人の中期計画をまたぐ繰越や複数年度契約については、中期計画後にその独立行政法人が存続するかどうかの保証がないことから、独立行政法人が躊躇している点もある。そういった点も含めてわかりやすく記載させていただく。

【本庶主査】 2. 繰越手続きの簡略化・弾力化については、事務局で修正をいただき、確認を行うことでよろしいか。

それでは、3. 費目間流用ルールの統一化について、ご意見があればお願いします。

これは、方向性としては直接経費の何%にと統一したうえで、各制度間の10～50%に分かれているところを研究者フレンドリーには50%に揃えることが望ましいのではないか。

【大隅委員】 この考え方は日本独特のルールかと思う。申請の段階で何を買うためにいくら使います。備品はこのくらい、人件費はこのくらい、と申請したとおりに使用する必要があるため、50%まで認めていただき、研究者の裁量で使えることが研究者としては望ましい。

【本庶主査】 直接経費総額の50%を達成目標としてよろしいか。

【事務局】 1件当たりの配分金額が大きい制度、例えば5億円規模の研究費では50%では2.5億円になることから、その額を研究者が自由に使えてしまってよいものかという議論がある。また、50%とした場合その根拠も明確にする必要があることから、本アクション・プラン案からは達成目標としての%表示は控えさせて頂き、まずは全ての競争的資金制度において、直経費の中で流用を可能にするというところを達成させたいと考えている。

【本庶主査】 日本学術振興会の競争的資金は額が大きいものであるが、50%が達成されているのだから、他の制度で50%が達成出来ない根拠は薄いのではないか。

【オガバー】 本アクション・プラン案の提案は直接経費内のみに限った流用との理解で(厚生労働省)よろしいか。

【本庶主査】 直接経費内に限った流用であり、直接経費と間接経費等の間をまたいだ流用を想定したものではない。

【事務局】 具体的な内容については更につめる必要があり、今日議論すべきところ(岩瀬審議官)は議論し、改善したところで、5月にパブリックコメントを実施する予定もあることから、広く研究者や一般からの具体的な問題を収集するというプロセスがあるため、本日の段階で全て50%にすると決めなくともよいのでは

ないか。

【本庶主査】 それでは、統一する方向で努力するというので、具体的な数値については今後つめることでどうか。

【オガサハ-】 この問題につきつめると研究計画の変更手続きがもっと簡便であればよい（厚生労働省）というところにも行き着くと思われることを頭に置いて頂きたい。まずはパブリックコメントで意見を集めることで良いと思う。

【本庶主査】 それでは、修文をした上でパブリックコメントにかけることでよろしいか。
それでは、4. 報告書提出期限の延長について、ご意見があればお願いします。

補助金については5月末、委託費については法律上の問題があるため、すぐには手をつけにくいことから、先ほどの委託費の検討に合わせて委ねることでもよろしいか。

それでは、5. 研究費の合算使用についてご意見があればお願いします。
資料2-1のこの内容でパブリックコメントをかけても一般には判りづらい可能性がある。

【事務局】 本日の資料は事実関係的な部分を例示的に記載している内容となっている（岩瀬審議官）ため、このままではアクション・プランそのものとはならない。パブリックコメントを行うためにも、本日はこの例示的な部分を元に、今後ここが問題である、ここが重要であるといった点について議論いただき、今後改善していくポイントを指摘していただくことでいかがか。

【本庶主査】 資料2-1、10頁、改善の方向性に記載しているが、研究資金で購入した研究機器を他の用途に使用してはいけないとの決まりがあるのは国民の税金を無駄にしているのではないか。もしこのような決まりのある研究制度があれば是非やめるようにしていただきたい。そして適切な使用料を設定し、研究機関内だけでなく研究機関外の方々にも有効に使えるようにすることが税金の有効利用であるため、そのような方向で考えていきたいがいかがか。

【大隅委員】 旅費の取扱いとして、外国の著名な研究者をシンポジウム等に招いた際、本来の滞在期間に日程を加えて他の用務を行うと帰りの旅費が元の研究費から出ることが出来ないと言われることがある。

これはグローバル化にはまったくおらず、外国から招かれた際にこのようなことが起きたことは全くない。本来用務に支障の無い範囲であればこのようなことが起きることはおかしいのではないか。例えば途中で他の大学に招へいされた場合、途中の旅費はその大学が、基本的な往復の旅費は元の研究費から出せる合算使用が標準的なルールとして出来るようにしていただきたい。

【本庶主査】 運営費交付金や他の研究費等と合算できるようにすることを目指すことで

よろしいか。

それでは、6. 間接経費の用途に関する確認については、各研究機関へ用途に対する周知を改めて行うものであるが、全体を通じてなにかご意見はありますか。

【大隅委員】 パブリックコメントのレベルでよいことかもしれないが、研究費の立て替え払いにおいて、雑誌への論文投稿の際に数十万円かかる事もあるが、それを研究者がクレジットカードで立替えて支払うような状況がある。是非これを改善していただきたい。若手の研究者ではなおのこと、負担は大きなものになる。また、些末な話ではあるが、小さなパーツを組上げて実験器具や試作品等を作りたい場合、どのような商店の領収書であっても正式な証明として使用できるべきであると思うが、研究機関によって認められない場合が多くあり、自腹で負担している事情を良く耳にする。このアクション・プランへ今回記載するような事ではないのかもしれないが、今後は是非改善して頂きたい点でもある。

【本庶主査】 今回は使い方の統一化を主眼においたが、今ここに取り上げたことが全てではなく、パブリックコメントで集められた様々な意見に対しても今後改善を続けていく事が必要である。

【松本委員】 合算使用を推進しようとする方向で、大学が機器を購入してみんなが使用するようになるようにする事が書いてあるが、研究計画の中で既に他の研究と合算して機器を購入出来るようにすることがむしろ健全に使えるのではないか。

【事務局】 非常に堅い話をすれば、研究費制度ではその研究目的のために使用しなければならない原則があるため、この問題は長く課題とされているが、まずは解決のための提案の一つとしてスーパー特区において実施されたものを例示させていただいた。

【ワザハバ】 委託費の部分において統一を図るとした際に問題となる点を提起させていただきたい。
(環境省)

委託費は各省庁それぞれに委託事業取扱要領が定められており、これに沿って実施されているが、これが現在各省庁で異なっているため、仮に委託費のままルールを統一を図ろうとした場合、この各省庁で異なる委託事業取扱要領を統一させなければならないという点があることを提起させていただきたい。

【本庶主査】 委託費と補助金が全く同じは大変難しいが、委託費は委託費の中で統一出来るようにするという方向性を示させていただきたい。

(2) その他

事務局より第3回タスクフォース会合の開催をパブリックコメント後の5月末頃として日程調整が今後おこなわれる旨が説明された。

以 上